

2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)に対する パブリックコメント実施結果について

第46回 制度設計専門会合 事務局提出資料

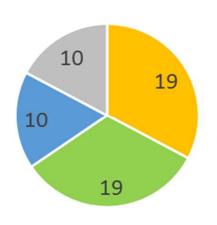
令和2年3月31日(火)



2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)に対するパブリックコメント実施結果について

- 第44回制度設計専門会合において取りまとめた「2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)」について、1月31日から2月29日までパブリックコメントを実施。
- ひっ迫時補正インバランス料金やタイムリーな情報公表等に関するご意見など、25者34件の意見が寄せられた。(詳細は資料6に掲載)
- 主な内容は次頁以降のとおりであるが、内容を精査した結果、今後の検討においては、今回寄せられた意見も踏まえて、継続論点の整理、補正インバランス料金の暫定措置期間終了後の対応、制度開始後の更なる運用改善などを検討することとした上で、本中間とりまとめについては、修正の必要はないと考えるがどうか。





(単位:者)

- ■ひっ迫時補正インバランス料金に関する意見
- ■公正・透明な競争環境の整備に関する意見
- ■その他の個別論点等に関する意見
- ■パブコメ対象外等
- ※一件の意見内容の中に複数意見があるため、これらを分類し、意見ごとに者数単位で整理した。

ひつ迫時補正インバランス料金に関する意見について

- ひっ迫時補正インバランス料金に関する意見では、上限価格Cの値の見直し、リスク回避のための 手段の整備状況の分析、需給調整の運用の監視等といった意見が寄せられた。
- 暫定措置期間終了後のCの値の変更にあたっては、2022年度からの制度運用開始以降、調整力の運用の検証などとあわせ、実際のインバランスの発生状況、ひっ迫時などに適用されるインバランス料金の状況、リスク回避のための手段の整備状況・活用状況などを確認することが必要。
- 補正インバランス料金の暫定措置期間終了後の対応については、こうした観点も踏まえ、検討を 行っていくこととしたい。

【ひつ迫時補正インバランス料金に関する意見】

意見内容	者数
Cの値は定期的に見直しを行うべき/段階的に変更すべき/緩和すべき	3
Cの値は原則として1900円であることを明記すべき	1
需給ひっ迫時補正料金の発動基準(インデックス)を緩和すべき/撤廃すべき	2
「リスク回避のための手段の整備状況」については、電力先物市場、ベースロード市場の動向などについて、新電力へのインパクトを含め、公開の場で明確な分析により確認してほしい	5
新電力への経営に配慮すべき、旧一電との格差を減らす取組を進めるべき	2
需給ひっ迫時補正料金のセーフティーネットを整備すべき	1
インバランス料金の妥当性の検証等のため、一般送配電事業者の運用の監視を行ってほしい	1
非常時は市場を閉鎖し、コストは全事業者で負担するなど、災害時のインバランス料金については見直しの検討を行っていくべき	3
災害時等における調整力側の計画策定等のため、一送からの連絡など運用体制の予めの構築・充実をしてほしい	1 ,

公正・透明な競争環境の整備に関する意見について

- 公正・透明な競争環境の整備に関する意見では、電源への公平なアクセス、電源の売り惜しみの規制、情報公表の充実等といった意見が寄せられた。
- 新たなインバランス料金制度は、系統利用者に市場も活用した適切な行動を促し、より効率的かつ安定的に需給バランスが確保される仕組みを構築するもの。このため、需給ひつ迫時における市場の活用や系統の需給に関するタイムリーな情報公表は、系統利用者の合理的行動を引き出すために必要不可欠。
- 市場の監視については引き続き厳正に行っていくとともに、情報公表については、可能な限り速やかな実施を目指すこととし、内容の充実化については、制度開始後の系統利用者のニーズも踏まえながら、検討することとしたい。

【公正・透明な競争環境の整備に関する意見】

意見内容	者数
自社電源を保有しない新電力に配慮し、電源への公平なアクセスに向けた施策を推進すべき	4
旧一電の売り惜しみ行為や不当なグループ内優遇を厳しく規制すべき	5
準備が整い次第速やかに情報公開を開始してもらいたい	1
情報公表について、様式を統一するとともに、責任主体を明確にして対応状況の管理を行ってほしい	2
情報公表の項目について内容を充実させてほしい	3
発電側へのスマートメーターデータ等の情報提供を充実させるべき	3
一般送配電事業者などが行う需要予測の好事例を水平展開してほしい	1

その他の個別論点等に関する意見について

- その他の個別論点等に関する意見では、再エネへの配慮、需要家への丁寧な情報発信のほか、インバランス料金の収支が余剰となった場合の対応、沖縄のインバランス料金制度設計といった個別論点に関する意見が寄せられた。
- 再生可能エネルギーのインバランスについては、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会において、「電力システム全体の調整コスト削減効果を最大限引き出すため、(中略)再エネ発電事業者もインバランスの発生を抑制するインセンティブを持たせるべきである。(中略)再エネ発電事業者のインバランス負担軽減のための経過措置等も検討すべきである。」と整理されている。また、新たなインバランス料金制度の変更に際しては、効率的かつ安定的に需給バランスが確保される仕組みを構築するという本制度の趣旨も含めて周知するとともに、電力の小売営業に関する指針に基づき、需要家に対する供給条件の説明義務(電気料金の算出方法、契約変更に関する条件や内容など)を果たすよう周知徹底していく。
- インバランス料金の収支管理や沖縄のインバランス料金制度の設計については今後議論を行うべき論点であり、 今回寄せられた意見も踏まえ、検討を行っていくこととしたい。

【その他の個別論点等に関する意見】

意見内容	者数
再生可能エネルギーのインバランスに配慮すべき	3
インバランス料金制度の変更に際しては、国もその意義を情報発信するとともに、小売電気事業者も需要家に丁寧な説明を行うべき	4
卸電力市場価格によるインバランス料金の補正については、単純平均ではなく、加重平均を用いるべき。	1
インバランス料金における収支が余剰となった場合の取扱いを検討すべき	1
沖縄エリアのインバランス料金制度は、他エリアとの違い、新規参入者への影響も考慮し、制度設計すべき	1